

『東方』二八〇号より

## 精緻な官僚制度研究

川合 安（東北大学）

窪添慶文氏は、魏晋南北朝、とりわけ北魏時代の官僚制度に関する手堅い実証的研究で知られている。本書収載論文の多くは、北魏官僚制に関するものであるが、著者最初の公刊論文である第一部第十章をはじめ、序章、第二部第一章などは、魏晋南北朝ないしは南北朝全体をとりあつかっているし、北魏に関する論文でも、魏晋あるいは南北朝との比較に論及されている場合もある。これらの論文名については、次掲の目次を参照されたい。なお、（ ）内は初出年次を示す。

序章 日本における魏晋南北朝時代の官僚制度研究

【第一部 中央と地方の官僚制】

第一章 北魏前期の尚書省について (一九七八)

第二章 北魏門下省初稿 (一九九〇)

第三章 北魏初期の將軍号 (一九八〇)

第四章 北魏における「光祿大夫」 (一九九二)

第五章 北魏の州の等級について (一九八八)

第六章 北魏における贈官をめぐって (二〇〇〇)

第七章 北魏の太子監国制度 (二〇〇〇)

第八章 北魏の地方軍（特に州軍）について (一九八四)

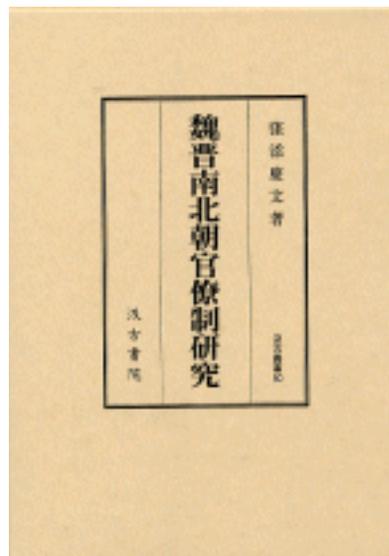
第九章 北魏の都督——軍事面からみた中央と地方 (二〇〇〇)

第十章 魏晋南北朝における地方官の本籍地任用について (一九七四)

窪添慶文著

『魏晋南北朝官僚制研究』

A5判・五四六頁・一四、七〇〇円



第十一章

四世紀における東アジアの国際関係

——官爵号を中心として (一九八二)

【第二部 官僚制の内部】

第一章 国家と政治 (一九九七)

第二章 北魏後期の政争と意志決定 (一九九九)

第三章 北魏の議 (二〇〇二)

【第三部 官僚制と宗室】

第一章 河陰の変小考 (一九八八)

第二章 北魏の宗室 (一九九九)

第三章 本貫、居住地、葬地から見た北魏宗室 (二〇〇二)

あとがき

右のような構成をもつ大著の内容を満遍なく紹介することは困難であり、評者の関心に引き付けた偏向ある書評で

▼ 『東方』280号より  
— 精緻な官僚制度研究  
▲ 川合 安

クリックすると次の段にジャンプします。

あることを最初にお断りしておく。

まず序章であるが、魏晋南北朝時代の官僚制度についての日本における研究動向が、ごく最近の研究を含めてまとめられている。魏晋南北朝史の研究動向を解説した論文が、一九八〇年代以降の研究に論及することが稀な現状にあつて、官僚制度に限るとはいえ、最近までの研究動向を整理し検討を加えられた意義は大きい。また、本書収載の諸論文の研究史的位置づけも、この序章を読むことによつて理解できるように工夫されている。ただ、官僚制度全般の研究動向を述べるなかに、本書収載の個別論文についての論及が分散して記述されるため、本書の目的や全体像が明示されているとはいいがたい。この序章をていねいに読めば了解できることではあるかもしれないが、なお工夫あればよかつたのではないかと思う点である。以下、本書の章立ての順にはよらず、著者の研究の歩みをたどる形で、評者がとくに関心をもつた論文についてみていく。

本書収載論文のなかでも最初の公刊であるというだけでなく、その長大重厚な内容で異彩を放つ雄編が先にもふれた第一部第十章である。本論文は、魏晋南北朝時代にとりわけ多く見られる地方長官の本籍地任用の事例を網羅的に収集して、数代にわたつて本籍地長官を輩出する家が多数見られること、その家が宗族を中心として郷里に強い影響力を持つていたことが就任と結びついていたこと、それらの家には名族とされる存在が多数含まれていることなどを明らかにしている。これらは、内藤湖南以来の歴史をもつ貴族制研究と密接にかかわる論点であり、門閥を中央国家権力にのみ依存すると考える寄生官僚論に対する反証ともなりうる事実であつたが、著者は慎重にも、門閥論の一道標と本論文を位置づけている。

▶ トップページにもどる

その後、著者は、貴族制研究進展のためには、官僚制度の理解が不可欠との立場から、貴族制に直結する問題からはやや距離をおく形で、北魏の官僚制度の研究に邁進する。

その最初の論文が第一部第一章である。北魏前半期の尚書制度の独特なあり方は、胡族と漢人の関係という大問題を背景としており、嚴耕望「北魏尚書制度考」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』一八、一九四八）などの業績が公表されていた。改めてこの問題に取り組んだ著者は、尚書省の廃止は道武帝時のごく一時期であり、他は一貫して尚書省が存在していたことを明らかにして、従来の研究に大きな修正を迫つたのである。本論文は、このように実証的成果をあげているが、孝文帝改制以前の北魏独特の制度や八座の会議などにも論及されていて、以後の研究の方向付けが行われている点でも注目に値しよう。

尚書省に続いて門下省を組上に載せたのが、第一部第二章である。本論文では北魏前期と後期とにおける門下省の機能の相違が明らかにされる。前期においては、尚書を中心とする行政機構に関与し、その一方で「尚書の奏事を省る」側面が弱められていたのに対し、孝文帝改制によつて制度的には行政への関与を弱め、「尚書の奏事を省る」機能が復活し、駁奏も行われるようになった。後期の中でも孝明帝期（五一五〜五二八）には、軍職を兼ねるなどの事由もあつて、侍中に任じた人物が権力を得たのをバネに門下の力が強まり、また門下が輔政の場となり、中書の持つていた草制権の一部を継承するという制度的な支えによつて、門下が政治的に強大な力を示すようになったという。本論文は北魏の門下省についての詳しい専論として貴重である。川本芳昭「北魏の内朝」（『魏晋南北朝時代の民族問

題』汲古書院、一九九八）に示された理解、後期の門下の職掌が北族系内朝官の職掌を継承したとする点や、前期の門下が北族中心に運営されていたとする点に対して疑問を呈したことも、川本氏が先鞭をつけた北族系内朝官の問題が重要であるだけに、今後の研究の深化が待望されるころである。

尚書省や門下省の研究をふまえて、著者が取り組んだ課題が国家意志決定の手続きの研究であり、本書第二部の三本の論文がその成果である。まず、北魏第三代太武帝の時期までには、晋南朝と同様の中国的な議の制度が整えられていたことが明らかにされる。が、その一方で著者は、ここに北族の部族連合国家の伝統につながる要素を見出し、形態的には漢族の制度に倣ったと言ってよいであろうが、その運用の実態は、北族の制度を取り入れた、北魏独特のものであったことを指摘し、「いわば漢族の制度と北族の伝統、制度の合体した議の制度であった」（四三二頁）と位置づけている。このような北族の要素の重視は、「外朝の諸機構を内朝の諸官が制御するというのが、北魏前期の政治体制の特質であった。しかし、内朝諸官は部族連合国家時代の伝統を引き継ぐものである故に、皇帝権力に一方的に従属する存在ではなかった。重要事を部族成員の会によつて決定するという伝統に従った議の場において、彼らは屢々皇帝の意志に反した意見に固執し、それに対して皇帝は自らの意志の貫徹に努めたのである」（四二八頁）と、北魏とりわけその前期の政治体制を把握する観点ともつながっており、本書における最も重要な論点のように思われる。それでは、その北族の要素は具体的にどのような形で現れているのであろうか。それは、晋南朝と比較して北魏前期の場合には御前会議が頻繁に見られる点に見出される。

◀ 今月の『東方』

◀ 書評目次へ

▶ トップページにもどる

なぜなら、第一に、北魏前期には使用言語の問題があり、鮮卑支配層には文書行政はなじまなかったことがあげられ、第二には、部落大人や氏族の長が代国時代の部落連盟の重大問題の決定に参加した遺風が残存し、重大事項の決定に際しては群臣を集めて議せしめたことが考えられるからであるという。この説明自体は説得力をもつと評者も考えるが、その一方で南朝の梁・陳時代に御前会議が散見することも指摘されているので（三八〇頁）、この点についての説明があれば、北魏前期の特徴が一層鮮明になったのではないだろうか。

また、北魏前期とは対照的に、後期の宣武帝期（四九九～五一五）・孝明帝期（五一五～五二八）になると、御前会議は極端に少なくなり、とくに孝明帝期には、門下省での輔政が特徴的に見られる。この孝明帝期の権力構造については、第二部の三論文のほか、第一部第二章や第三部第二章でも、精緻な分析が加えられ、詳細な叙述がなされているが、その反面、後期全体の流れがつかみにくくなってはいないだろうか。北魏前期と後期とをつなぐ孝文帝親政期（四九〇～四九九）以降の流れを総括する叙述がほしいところである。

以上、浅学非才を顧みず拙い紹介を試みてきた。著者の研究の持ち味は精緻な実証的研究にあるが、その反面禁欲的な叙述にならざるを得ない面があつて、評者には、本書で解明された幾多の貴重な論点の意味するところの理解が不十分だったのでないかと恐れる。本書が学界の共有財産として十分に活用されることを願って、筆を擱くことにしたい。